

熊本市公報

第1494号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

規則

| | |
|------------------------------|------|
| ○熊本市物品会計規則の一部を改正する規則（第43号） | 2700 |
| ○熊本市契約事務取扱規則の一部を改正する規則（第44号） | 2701 |

訓令

| | |
|--|------|
| ○熊本市政策会議に関する訓令の一部を改正する訓令（第7号） | 2702 |
| ○熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令の一部を改正する訓令（第8号） | 2703 |
| ○熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令及び熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第9号） | 2704 |

| |
|-----|
| 規 則 |
|-----|

規則第43号

令和7年4月30日

熊本市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市物品会計規則の一部を改正する規則

熊本市物品会計規則（昭和40年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第4号及び第7号中「10万円」を「20万円」に改める。

第25条の2第1号中「10万円」を「20万円」に、「、20万円」を「、30万円」に改める。

第25条の3第1号中「10万円」を「20万円」に改め、同条第2号中「10万円」を「20万円」に、「100万円」を「200万円」に改め、同条第3号中「100万円」を「200万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市物品会計規則の規定は、一般競争入札若しくはせり売りに付する契約又は随意契約（契約を締結しようとする者を募集するものに限る。）にあってはこの規則の施行の日以後に公告を行う契約について、指名競争入札に付する契約にあっては同日以後に指名の通知を発する契約について、随意契約（契約を締結しようとする者を募集するものを除く。以下同じ。）にあって見積書の徴取を省略しないものにあつては同日以後に見積書の提出を求める契約について、随意契約にあって見積書の徴取を省略するものにあつては同日以後に申込みを行う契約について適用し、同日前に公告し、指名し、見積書の提出を求め、又は申込みを行った契約については、なお従前の例による。

規則第44号

令和7年4月30日

熊本市契約事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市契約事務取扱規則の一部を改正する規則

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第14条の3第1号中「160万円」を「300万円」に、「100万円」を「200万円」に改める。

第15条第1項第2号中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市契約事務取扱規則の規定は、一般競争入札若しくはせり売りに付する契約又は随意契約（契約を締結しようとする者を募集するものに限る。）にあってはこの規則の施行の日以後に公告を行う契約について、指名競争入札に付する契約にあっては同日以後に指名の通知を発する契約について、随意契約（契約を締結しようとする者を募集するものを除く。以下同じ。）にあっては見積書の徴取を省略しないものにあつては同日以後に見積書の提出を求める契約について、随意契約にあっては見積書の徴取を省略するものにあつては同日以後に申込みを行う契約について適用し、同日前に公告し、指名し、見積書の提出を求め、又は申込みを行った契約については、なお従前の例による。

訓 令

訓 令 第 7 号

令和 7 年 4 月 23 日

熊本市政策会議に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市政策会議に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市政策会議に関する訓令（平成 16 年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「及び財政局長」を「、財政局長その他市長が指定する者」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

訓令第8号

令和7年4月30日

熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令（昭和41年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「250万円を超える建設工事及び100万円を超える建設工事に係る業務委託（市長が特に必要と認めた場合は、250万円以下の建設工事又は100万円）」を「熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第14条の2第1号に定める額を超える建設工事及び同条第6号に定める額を超える建設工事に係る業務委託（市長が特に必要と認めた場合は、同条第1号に定める額以下の建設工事又は同条第6号に定める額）」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。

訓令第9号

令和7年4月30日

熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令及び熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一史

熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令及び熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

(熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令の一部改正)

第1条 熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令(昭和46年訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号及び第7号中「10万円」を「20万円」に改め、同条第8号中「10万円」を「20万円」に、「20万円」を「30万円」に改める。

(熊本市事務決裁に関する訓令の一部改正)

第2条 熊本市事務決裁に関する訓令(平成8年訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第16号ア中「未満」を「以下」に改め、同号イ中「10万円未満」を「20万円以下」に改め、同号ウ中「未満の物品」を「以下の物品」に、「20万円未満」を「30万円以下」に改め、同号エ中「未満」を「以下」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。